新福祉定期預金

令和７年４月１日現在

１．商品名（愛称）	・新福祉定期預金
２．販売対象	・国民年金法に基づく障害基礎年金・遺族基礎年金・老齢福祉年金等、または厚生年金法に基づく障害年金・遺族年金・通算遺族年金等、または共済関係年金の障害手当金・遺族年金等を当金庫で受給している人 ・新福祉定期預金申込み時に当金庫の口座に上記年金等の受給手続きを完了した人
３．期　間	・１年 ・自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いはできません。
４．預　入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・お一人当たり１円以上３００万円以内です。 ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
６．利　息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・預入時の「スーパー定期１年の店頭表示金利＋０．０５％」の固定金利、預入時の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算
７．税　金	・個人の利息には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
８．手数料	――――――
９．付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10．中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11．金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・本商品の相談･苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0120‐31‐3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐3517‐5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐5524‐5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03‐3581‐0031）、②第一東京弁護士会（電話：03‐3595‐8588）、③第二東京弁護士会（電話：03‐3581‐2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 　なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は上記の年金等をお受取りの 1 店舗に限ります。 ・預入形式は証書式とします。（総合口座等、通帳式の取扱いはできません。） ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。） ・本商品は、予告なく金利や条件が変更される場合があります。予めご了承ください。